

介護給付適正化事業について

「介護給付適正化」とは

- ① 介護サービスを必要とする受給者の適正に認定したうえで、
- ② 受給者が真に必要とする過不足ないサービスを
- ③ 事業者がルールに従って適切に提供するように促すこと

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスの確保と、その結果として費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼性を高め持続可能な介護保険制度の構築に資するもの

「保険者が行う適正化事業」とは、

- ① 高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする
- ② 限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が「本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきもの

事業名	内容
要介護認定の適正化	介護認定調査員や指定居宅介護支援事業者等の委託で実施した調査の内容を職員の審査により点検します。
ケアプラン点検	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容の提出又は事業所への訪問調査等により、市職員等が介護支援専門員とともにその内容等の点検及び指導を行います。
住宅改修・福祉用具実態調査	居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状況確認または工事見積書の点検を行い、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行います。 福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行います。
医療情報との突合・縦覧点検	後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を実施します。 の整合性の点検を実施します。